

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 町全域

#### (1) 現況

本町は、鳥取県の中央部に位置し、総面積は 233.52 km<sup>2</sup>を有し、約 90%を山林原野が占めている。町内には 1 級河川の天神川とその支流である三徳川、小鹿川及び加茂川が流れ、それぞれの谷筋に沿って 64 の集落が点在している。

町の主な産業は農林業で、専業農家の減少と第 2 種兼業農家が大半を占めるなか、水田農業においてはその経営規模は零細で、所得も県平均を大きく下回っており、近年では、集落営農や農業生産法人の設立などを通じて一部の地域で活気が出てきているものの、農業所得は依然として低迷している。

農業自体零細な本町であるが、「水田」は大切な生産基盤であり、次世代へ引き継ぎ、その生産性を向上させていく取組を行っていくことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を推進し、生産条件の格差是正を図るとともに、同項第 3 号に掲げる事業も行うように働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
三朝町内全域	法第 3 条第 3 項第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

**1 対象農用地の基準**

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とします。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とします。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができます。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとします。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加えることとします。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域・・・三朝町全域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法指定地域・・・三朝町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とします。

(イ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。）

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）

b 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8 \times \text{田面積} + 15 \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

## 2 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定めます。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農業生産法人、第3セクター等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理します。

また、水路・農道等については、集落、水利組合等が草刈り、泥上げ等を行います。

#### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとします。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名します。

### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載します。

農用地に関する事項については、1項目以上(管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上)の取組を選択して行います。

多面的機能を増進する活動については、1項目以上の取組を選択して行います。

### (3) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努めます。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努めます。

### (4) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努めます。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直します。

### (5) その他

集落協定は、令和8年度以降に締結することも可能とします。

## 3 対象者

(1) 認定農業者に準ずる者とは、三朝町農業基本構想、三朝町人・農地プラン、地域計画等に定められた者など、地域の実情に合わせて担い手として集落協定の中に明確に位置づけられた農業者で、町長が認定する者としてします。

#### 4 交付金の使用方法

三朝町の交付金の使用方法については、次のとおり本町のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとします。

##### (1) 集落協定の場合

ア 町は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付します。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出します。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出します。

集落協定による共同取組活動を通じ耕作放棄を防止するとの観点を踏まえること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 荒廃農地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既荒廃農地の復旧を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越(積立計画・使途計画等を明記する。)

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分します。

##### (2) 個別協定の場合

町は、交付金を個別協定により農用地を引き受けた者に交付します。

#### 5 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行を行っている農用地も対象とするが、その場合には次の要件を全て満たすこととします。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱うこととします。

ア 当該年度の6月30日(令和7年度においては8月31日)までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

イ 当該年度内に事業が終了すること。

ウ 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

- (2) 現に災害を受けている農用地については、令和 11 年度までの復旧を条件に直接支払交付金の交付対象とします。また、復旧の方法については災害復旧事業実施計画書等により概要を明らかにするとともに、集落協定に位置づけることとします。
- (3) (1)、(2) の実施により、協定認定時の対象農用地の要件（地目、傾斜区分）に変更があった場合でも、令和 11 年度まで交付金の交付対象とします。
- (4) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとします。ただし、地目を変更することによって対象要件を満たさなくなった場合は、令和 11 年度まで変更後の地目の区分の緩傾斜の単価を適用するものとします。